

議案第68号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

1 財産（建物）の表示

朝来市宅老所「ふらっと」

所在 朝来市立脇4番地1

構造 木造平屋建て

床面積 193.5平方メートル

2 譲渡の相手方

朝来市新井73番地1

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会

会長

3 譲渡の条件

譲渡の相手方において、譲渡後も引き続き、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型サービスを行う事業所の用に供するものとする。

提案理由要旨

朝来市宅老所「ふらっと」について、行政経営の効率化及びサービスの質の更なる向上に資するため、財産（建物）を現在の指定管理者である社会福祉法人朝来市社会福祉協議会に無償で譲渡しようとするものです。